



Title	失われた緑と自然環境を憂う
Author(s)	辻野, 直三郎
Citation	makoto. 1974, 8, p. 6-9
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86241
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

失われた緑と

自然環境を憂う

財団法人 大阪防疫協会

理事長 辻野直三郎

自然は天（宇宙）より人類と共に、生きとし生けるすべてのものに平等に与えられたものであり、且つ将来への生成発展のために、永遠に良好なる状態に保持されなければならない、かけがえない遺産（宝）である。

町の経団連会館国際会議場で開かれたシンポジウム後、学会の総意で「東京宣言」が採択され、また「世界の現存植生地図作成」などの決議案が満場一致で決定されたことである。

（一）自然保護憲章の宣言

既に自然環境問題に関心を持たれる諸賢のご存知のことであるが、六月五日付け朝日新聞が次の如く報道しているのを、ここに拝借する。

自然を尊び

愛し、親しもう

「保護憲章」国民会議が宣言という見出しで、市民の間に自然保護の思想を高めようと、各界代表たちの間で草案を練っていた自然保護憲章が、環境週間初日の五日東京、渋谷のNHKホールで開かれた自然保護憲章制定国民会議、（起草準備委員会代表林修三氏）で採択、宣言された。「前文」と「指標」と「実践項目」の三

それは「環境週間」初日の六月五日東京・渋谷のNHKホールで開かれた自然保護憲章制定国民会議で「自然保護憲章」が採択された。

その二は日本生態学会、国立公園協会、読売新聞社主催、沼田真（千葉大理学部教授）大会委員長による、「国際植生学会日本大会」が六月七日東京・大手

部から成る同意章は、人間にとって自然がいかに貴重なものであるかを強調し、自然を尊び、愛し、親しむことを訴えている。このように自然保護について国民的合意が形成され、憲章がつけられたのは西ドイツの「緑の憲章」と並ぶものといわれ、今後、国や自治体の自然保護行政に影響を与える一方、住民運動の指針にもなるとみられている」とある。

自然保護憲章の全文は次の通りであるが「前文」で「自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎（たい）であり、敵愾で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである」とし「人間は日光・大気・水・大地・動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによつて、文明をさすきあげてきた。」と人間と自然の関係を定義している。さらに「前文」は続く――

「自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎（たい）であり、敵愾で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである」とし「人間は日光・大気・水・大地・動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによつて、文明をさすきあげてきた。」と人間と自然の関係を定義している。さらに「前文」は続く――

「文明の向上を追うあまり、自然の尊さを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。この傾向は近年とくに著しく大気の汚染、水の汚濁みどりの消滅など。自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたつた。この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしろ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。」

「今こそ自然の敵愾に目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨て、自然を尊び、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。」

「よつてわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。」

指標

自然を尊び、自然を愛し、自

然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないうようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

実践項目

一、自然を大切に、自然環境を保全することは、国・地方公共団体・法人・個人を問わず、最も重要なつとめである。

二、すぐれた自然環境や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。

三、開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも自然環境の保全に優先するものではない。

四、自然保護についての教育は幼いころから始め家庭・学校・社会それぞれにおいて自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。

五、自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。

六、身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。

自然を尊び、自然を愛し、自然に親しもう。

七、各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。

八、野外にゴミを捨てたり自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは厳に慎むべきである。

九、自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

この自然保護憲章が作られるに至った経過は、昭和四十一年八月鳥取県の大山において開かれた第八回国立公園大会で決まったのち、八年間尾瀬（世界大百科事典によれば尾瀬が原は群馬・福島・新潟三県にまたがり阿賀野川の支流只見川の水源にあたる盆地の底を占め長さ約6

km幅2kmに及ぶ日本最大の湿原地帯でニコウキスゲ、キンコウカ、ミズバショウなど、高山植物で名高い）の観光自動車道路問題などをきっかけに、全国に自然破壊に反対する住民運動が燃え上り、一方、政府も環境庁（初代長官大石武一氏）を新設して自然保護行政の基礎を確立、本格的に取り組むこととなった。この機運のなかで極めて意義のある格調高い自然保護憲

章は正午前出席者全員による満場一致で採択され、午後から、皇太子殿下同妃殿下を迎え宣言式が行われたとある。

私は叫ぶ、国民よ声たからかに合唱しよう「自然を尊び、自然を愛し、自然に親しもう」

「自然に学び、自然の調和をそこなわぬようにしよう」

「美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう」、この三つの指標を、そして九つの「実践項目」を生活の中に協力して身近かな問題から、実践に生かして行くのではないのか。

(二) 天皇陛下、植生学会

代表とご会見

日本の原生林を守ろう

「世界の財産」を後世に

（六月五日の読売新聞

記事より謹載）

植物学者でいらつしやる 天

皇陛下は六月四日午前国際植生学会日本大会に参加、来日中のR・チュクセン国際植生学会事務局長（西独ハノーバー大学名誉教授、西独理論応用植生社会学研究所長）、H・エレンベルク博士（同ゲッティンゲン大学教授）の両学者と宮殿竹の間で特別にお会いになり、会見の予定時間を三十分も上回る約一時間におわたって、ヨーロッパや日

本の植物について大いに歓談された。各国元首クラスとのご会見も含め、陛下がご予定を三十分も延長されたのは最近では異例のこと。堅苦しいふん囲気はまったくなく、陛下も初めから科学者として核心を突く質問を連発され、時には両博士の答えに大声で笑われるなど、終始なごやかな「植物談議」となった。このなかで、エレンベルク博士が「日本に残された数少ない原生林は、世界の宝であり、人類のためにいつまでも残してほしいものです」と話しかけると、陛下も大きくうなずかれ「これを契機に自然保護の面で協力しましょう」とお答えになったという。

予定時間オーバー植物談議

陛下は竹の間でお立ちになった両博士を迎え、さっそく握手された。小型のテーブルをへだてて、付き添いの原寛東大名誉教授、外務省通訳官らとともにソファに座った両博士にまず「専門分野は何ですか」と聞かれた。チュクセン博士が「私は植物社会学者でして、日本とヨーロッパの植物の分布や分類についてとくに興味を持っております」。エレンベルク博士が

「私はチュクセン博士の門下ですが、地域によって植生が変わるのはなぜかという生態学の問題について研究を続けています」と答えると、陛下は今回の国際植生学会の一行が十八日間にわたる日本列島エクスカーション（現地調査）を終えて帰京したことをすでにご存じで「日本の植生の印象はどうですか、ヨーロッパと比較してみてもうですか」とすかさず質問された。

これには、チュクセン博士が「海岸砂丘の植物や水生植物などはよく似ております」と答えた。これに対し日本の植物におくわしい陛下は「たとえばどんな植物がどんなふうにな」と続けてご質問。チュクセン博士が本州や北海道からシベリアを経てヨーロッパの山地に広がる多年生のクルマバソウ、湿った林の下に生え、黄色の花を咲かせるレンブクソウ、たんぼや池など水の上に育つウキクサ、コウキクサなど六十種くらいの植物の例をラテン名で挙げると、通訳官が和名に翻訳する前に大きくうなずかれた。また相違点について博士が手ぶりをまじえ「日本の高層、中間湿原に生えるホロムイスゲとヌマガヤの二種はヨーロッパにはなく、日本

固有のもので」と説明、陛下は興味深げにうなずかれていたという。

またエレンベルク博士にはまず「生態学者として見たあなたの印象は」と質問された。これに対し同博士は、貧困土壌地帯や釧路湿原のような強酸性、貧栄養の湿地帯などきびしい条件下の植生は類似点が多いが、森林植生は日本の方が気候条件の違いで断然豊富であり、ヨーロッパとは比較にならない点を説明した。

話ははずんで、やがて陛下とチュクセン博士との間で水草の浮き草の話から「コム・ミルク談議」となった。ヨーロッパにはすでにイネが移入されているが、陛下は「現在、ヨーロッパでは以前よりたくさんコムを食べているのか」とお尋ねになった。博士がちよっと困ってよくわからないが、日本のコムの方がヨーロッパのコムより味がよいと思うと答えたと「日本ではヨーロッパからホルスタイン種乳牛と飼料用の牧草をだしば輸入しています。しかし日本人は前よりも多くミルクを消費していないようです」と続けた。この博士の即意即答に陛下と両博士は思わず顔を見合わ

せて爆笑したという。

最後に、日本の森林の豊かさに関連して、エレンベルク博士は国際植生学会の一行が調査した鹿児島県高隈山、奈良・春日山などの原生林を例に挙げ「これらは日本国民だけでなく、世界の人のために残さなければならぬ最後の原生林です。陛下、何とか末永く残すようお願いできませんか」と話しかけると、陛下はまた両博士と、今度は長い握手をされ、いかにも名残惜しそうな様子だったという。

長時間にわたる異例の会見を終えて両博士は異口同音に陛下は非常にお元気そうで若々しく、陛下の植物学者としての深いご見識に改めて感動したと印象をつぎのように語った。

「失礼な表現かもしれないが、陛下というより、同じ科学者仲間、という感じのお方でとても親しみがもてました」。

この記事を拝見して愚鈍の私は唯々感泣するばかりであった。この美しい国土に生を享け、この平和な時代に自由の生活を楽しむことのできる日に感謝して、特に本年大婚五十年記念を迎えられた 天皇陛下、皇后陛下のこの上にもましていよいよ

ご長命であらせられることを国民と共に祈り申上げたい。

(三) 土地利用に植生の法則を

国際植生学会

「東京宣言」採択閉幕

(読売新聞一六月八日、参照)

国際植生学会日本大会(日本生態学会、国立公園協会、読売新聞社主催、沼田真大会委員長)は、七日、東京・大手町の経団連会館国際会議場で開かれたシンポジウム後、学会の総意で東京宣言を採択、また「緑の国勢調査」国際版ともいえる「世界の現存植生地図作成」をユネスコに「鋼路湿原の保護」を鋼路市長など関係者に要請する決議案を満場一致で決め、二十三日間にわたった大会の幕を閉じた。アジアで始めて開かれた今大会には、ヨーロッパ、アメリカから五十一人にのぼる世界的な植物社会学者、生態学者が参加、列島縦断のエクスカースンとそれをふまえたシンポジウムでは原生林の保護、国際的な植生図作りなど有益な提言が出された。東京宣言では「これからの環境戦略についての勧告」と題して「土地利用に際しては適正な植生学の諸法則を十分考慮しなければならぬ」などの勧告が行

われた。

七日最終日を迎えたシンポジウムの最後に西ドイツのシュワール博士(マックス・プランク総合研究所)が「実例としての日本」と題して、わが国の自然および日本そのもののあらゆる豊かさが危機にひんしていること、西欧では何百年かにわたって発展し、慢性的に経過してきたが、わが国では極めて急激に変化していること、日本は工業先進国として、現在環境危機に襲われているすべての国にとって教訓の実例を残したこと、人類が今後生残れるかどうかは、日本が決定してゆくことになるだろうし、日本がためなら世界もまただめになるであろう」と講演した。

これはまさに重大な日本に対する自然環境保全についての警告であるばかりでなく世界人類に対する教訓的警告でなくてはならないであろうか?

続いて西ドイツのチュクセン博士(理論応用植物社会学研究所長、ハノーバー大名誉教授)が謝辞、今大会実行運営委員長宮脇昭、横浜国大教授が閉会の辞を述べた。午後七時からは、常陸宮大名誉総裁ご夫妻もお迎えしてレセプションにうつ

り、思い出話などを交えて歓談拍手のうちに終わった。

東京宣言の内容

休養地、都市化から守れ

自然環境と生命に対する脅威がますます増大し、とくに他の

どんな工業先進国よりも日本においてその傾向が著しくなりつつある点を銘記し、地上を覆う「緑の着物」植生が地球上の生命と健康の基盤をなすものであり、これが、自然の利用と工業のどの段階においても、土地の生産性維持のための基幹である点を考慮し、昭和四十九年五月十六日から六月二日の間に開催された日本列島エクスカースンおよび六月五日から三日間、東京で開催された環境シンポジウムの結果をふまえ、以下の環境対策を採択するよう強く勧告するものである。

一、土地利用にさいしては、適正なる植生学の諸法則を十分考慮し、いかなる行政的制約も受けてはならない。

一、なかでも、生物学的生産性が高く潜在生産性の高い土地利用することは回避しなければならず、そのために、都市や工業地域の土地利用計画にあたっては、植物生態学調査を行

い、その結果を適切に採用せねばならない。

一、国民の休養のための地域は都市化の波と過剰利用の圧迫から保護されるような配慮が必要である。

一、工業地域の環境保護策として植生学的に適した環境保全の計画的な形成が必要である。

一、道路建設、鉄道建設、水海路新設、河川の方向変更、露天掘りの開発等にあたっては、植生調査の結果を十分生かさなければならず、農業・森林業とくに林業計画事業を進めるさいにも重要である。

これと関連して、質的低下の著しい環境地域を再生し、世界資源の適正利用にあたって重要な生態学的諸研究の素材とするために、遺伝子供源(ジーン・プール)の多様性を維持しているあらゆる特色をもった生態系システムの広範囲な地域を設定し、これを保護、保全していくべきである」と東京宣言は結んでおり、如何に「土地利用について植生の法則が尊重され、わが国の自然および日本そのもののあらゆる豊かさが危機にひんしているかを訴え、人類が今後生き残れるか否かは日本が決定してゆくことになるだろうし、

日本がためなら世界もまただめになるだろうと西ドイツのシュレー博士が極言していることに日本国民はすなおに受けとめ且つその世界的責任遂行に邁進しなければならぬことを痛感する。

(四) 大阪府における植生対策

さて大阪府においては如何なる施策がこれに関連してとられているであろうか？

六月十一日大阪府発行の「大阪府政」によれば「大阪府自然環境保全条例前文(抄)」として左記のことが掲載されている。

「人口と産業の集中化の著しい大阪においては、われわれが祖先から受け継いだ尊い自然は日増しに失われ、環境の悪化をきたし、府民の生活の基盤がおりやかされている。自然に恵まれた良好な環境を享受することは、府民の基本的な権利である。いまこそ、われわれは自然の価値に大きく目をひらき、現在及び将来の府民が、自然の恩恵を永遠に享受できるよう最善の努力を尽さなければならない。」とある。

問題はこれからである。それについて次の如く述べている。現在はこの条例をじっさいに

どう具体化するか、その基本指針になる「自然環境の保全と回復に関する基本方針」を府自然環境保全審議会(会長、稲畑太郎日本自然保護協会奥西支部長)で検討してもらっています。府ではこの答申をまっぴらで、保全地域の指定など具体施策をすすめることにしています。一とあるがその答申あるまでの間にも自然環境の破壊は日々進んでいることを思うとき一刻を争う緊急事として前記の自然環境保全条例前文(抄)に添うべき速急特別の努力がなされるべきことをここに熱望致したい。

自然破壊の原因とは何か

自然破壊のおきる原因を二大別すると(私見として述べる)

- 一、天災地変など自然現象によっておきるもの
- 二、人間の行為によっておきるもの

に分けることができるが一の天災地変などの人知をもつてしては不可能のことについてはここに記述を省略することとして、二の人間の行為によっておきる破壊行為について概説することとする。

一 争闘などによる自然破壊
宗教の相違、或いは国と国との争闘による即ち「戦争」およ

び戦争の危機につながる核実験の暴挙又は内乱等によって行われる人類の最大の悲劇によって起きる自然破壊は、その規模の大きさにおいては天災地変と匹敵するものがある。既にして第二次大戦後紛争処理機関として国際連盟には安全保障理事会があるにもかかわらず世界の各地に今なお戦争が行われ、或いは人種、宗教の相違から骨肉相食む争闘が行われ、これによってかけがえのない人類の宝が破壊され現に破壊されつつあることは真に悲しむべき現実の問題である。このことについては世界人類の英知を結集して謙虚にこの悲しむべき「暴挙」の阻止に立上らなければならない。

二 生活環境的破壊

これは人間の直接生活においてその環境的に、発生が附随的に予想されるものとして

- 住宅 (ビル・マンション・ホテルなど建築関係)
- 道路 一般道路・高速道路・鉄道などの交通関係
- 船舶 水海上航路において発生する諸現象
- その他 商店街・市場・地下街・工場等より排出する諸物件(所謂産業廃棄物関係)・リクリエーション

的性格のものとして、ゴルフ場その他の体育的各種の競技場が挙げられる。

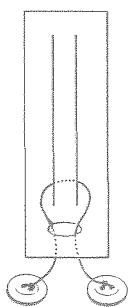
以上のほか人間生活において各種の必需的、或いは附屬的建物、設備が設けられるがその際にいかなる場合においても最も優先されるべきことは環境の悪化をきたさないよう自然の価値に大きく目をひらき、現在及び将来人間が自然の恩恵を永遠に享受できるように最善の努力がなされなければならない。しかるに現代の人間はあくことのないう「エゴイズム」によって天より恵まれた美しい自然環境を無残に破壊し「現代人間」としての責任を冒瀆して憚らないことは極めて残念なことであり「天罰」をうけることはさげすむべきことであろう。

以上をもつて東京で行われた「国民会議による自然保護憲章宣言」および「国際植生学会日本大会」、さらに特筆すべきはこの大会に出席の西ドイツのR・チュクセン国際植生学会事務局長、H・エレンベルク博士の両学者と、宮殿竹の間で植物学者としての天皇陛下が親しくご引見あそばされたことなど、自然環境保全についての国際的重大な意義のあることが報道さ

(忘言多謝)

マジック・クイズ

図のような細長い紙に、二本の切り込みと小さな穴があいていて、そこに糸が通り、糸の両端には穴よりもずっと大きいボタンがついています。紙を破らないようにして、この糸をはずすことができますか。



(クイズの雑学博士より)

「喜多一」